

総務関係事務事業（その４）財産区の取扱いについて

総務関係事務事業（その４）財産区の取扱いについて提出する。

平成 17 年 1 月 22 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-2	総務関係事務事業（その４）財産区の取扱いについて
1 財産区 地方自治法に規定された特別地方公共団体として、現行のまま新町に引き継ぐ。 2 旧慣の制約のある財産の管理 縁故使用地、無償貸付地、払い下げ地の取扱いは、それぞれの財産区の旧慣例によって定められており、財産区を特別地方公共団体として存続させるので、旧慣のある財産の取扱いについても現行のまま、新町に引き継ぐ。 町所有、財産区所有の区分ができない土地は、合併までに整理に努める。		

平成 17 年 1 月 22 日 確認 継続審議